

令和 7 年嵐山町農業委員会 第 5 回総会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 4 月 2 5 日（金）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 内田 久子 第 2 番 瀬山 和令 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一

第 5 番 安藤 紀子 第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木 美恵子

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 15 号 令和 7 年度最適化活動の目標設定等について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局 次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 8 名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第 6 条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和 7 年嵐山町農業委員会第 5 回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第 1 内田 久子 委員

議席番号 第 2 瀬山 和令 委員

議席番号 第 4 杉田 健一 委員

議長 以上、3 委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第5回総会に提出されました議案について、報告します。議案第11・12・13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、議案第15号 令和7年度最適化活動の目標設定等について1件、合計5件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△、地目：畑、面積：399㎡です。

事務局

申請理由は、土地の譲渡、権利関係は、所有権移転です。

事務局

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△番地
氏名B氏です。

事務局 当申請について、申請者は以前より農業をすることに
興味があり、親族である現所有者より、農業をやりたいなら
近くの農地を譲り渡す旨の話があり、機を逃さず話を快く受け、
農地を取得することとなりました。取得後は人参や大根、ネギ等
を栽培する計画でございます。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局 全部効率利用要件：所有している土地や借り受けている
農地についてはございません。譲り受ける農地については、
営農計画書のとおり農業に従事すると思われるので、問題ない
と思われます。

事務局	農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間200日程度、農業に従事していると記載されておりますので、問題ないと思われます。
事務局	地域との調和要件：申請地は、住居に囲まれた畑であり、周辺農地の利用に影響はないと思われます。また、現時点では申請地のみの管理となるということです。が、申請地周辺の環境を考えるとやむを得ないと思われます。
事務局	以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。
議長	どうぞ。

青木委員	今般の申請で農地を取得して、新たに農業を始めるという内容かと思われませんが、農地法３条の要件が緩和されたことにより、申請ができるようになったという認識でよいでしょうか。
事務局	ご認識の通りです。農地法３条の許可要件である下限面積要件が撤廃されたため、農地を持っていない個人でも農地を取得しやすくなったため、法改正を機に申請を上げたものと思われます。
青木委員	わかりました。ありがとうございました。
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第４班金井委員、お願いします。
金井委員	議案第１１号について、調査報告をいたします。 ４月１７日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。当該農地は、住居に囲まれた農地であり、

金井委員 周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 5 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いしま

議長

す。

事務局

議案第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による
許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△番△
外△筆、地目：田、総面積：1,987 m²です。

事務局

申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、賃貸借
権設定です。

事務局

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△
氏名 C 氏です。

事務局

譲渡人は、比企郡小川町大字〇〇〇△△△番地△
氏名 D 氏です。

事務局

当申請について、申請者は自己所有地で水稻栽培や
野菜の作付け等をしている農業者であり、申請地であ

事務局	
	る田んぼが休耕地になっているのを以前より気にかけておりました。近隣農家に所有者を確認し、借り受けの交渉をしたところ、ぜひ使ってほしいと話され、今般の申請に至ったとのこと。なお、取得後は水稻栽培をする計画でございます。
事務局	それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：所有している土地については全て耕作しております。申請地については、営農計画書のとおり農業に従事すると思われるので、問題ないと思われま。
事務局	農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間220日程度、農業に従事していると記載されておりますので、問題ないと思われま。
事務局	地域との調和要件：三ツ沼水利組合、三ツ沼多面的

事務局	機能組合に所属し、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加や農業用水路やため池等の維持管理に協力し、各共同利用施設の取り決めに遵守する旨が記載されておりますので、問題ないと思われます。
事務局	以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。
議長	どうぞ。 (質疑なし)
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班内田委員、お願いします。

内田委員	議案第 1 2 号について、調査報告をいたします。 4 月 1 7 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。
議長	続きまして、日程第 6 議案第 1 3 号 農地法第 3

議長	条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：644㎡です。
事務局	申請理由は、新規就農、権利関係は、所有権移転です。
事務局	譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名E氏です。
事務局	譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名F氏です。

事務局	
	当申請について、申請者は以前より申請地で耕作を しており、農地法３条の許可要件が緩和され、農地が 買いやすくなったことを知り、今般の申請に至ったと のことです。なお、取得後は現在と同様に野菜を作付 けしていく計画でございます。
事務局	それでは、３条の許可要件に沿って説明をさせてい ただきます。
事務局	全部効率利用要件：所有している土地はございませ ん。申請地については、営農計画書のとおりに農業に 従事すると思われるので、問題ないと思われます。
事務局	農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間１６ ０日程度、農業に従事していると記載されております ので、問題ないと思われます。
事務局	地域との調和要件：農業の維持、発展のために地場 産業に協力し、各取り決めに遵守する旨が記載されて

事務局	おりますので、問題ないと思われます。
事務局	以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。
議長	どうぞ。
瀬山委員	営農計画書によると、生産した野菜については自家消費とのことですが、申請理由は新規就農となっています。言葉として正しいのでしょうか。
事務局	申請者は新規で農地を取得し、本格的に農業を始めるということで、新規就農といった申請理由にしました。

瀬山委員	新規就農だと、農業で生計を立てる農家が増えると思ってしまうので、他の適正な申請理由はないでしょうか。
事務局	今後の申請理由については、申請の内容とより近い言葉を使用し、情報を共有することに努めます。
瀬山委員	よろしくお願いいたします。
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第2班瀬山委員、お願いします。
瀬山委員	議案第13号について、調査報告をいたします。 4月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。

議長	それでは、議案第 1 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第 1 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。
議長	続きまして、日程第 7 議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：481㎡です。

事務局 譲受人は、さいたま市〇〇区〇〇〇△丁目△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△号 氏名G氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地氏名H氏です。

事務局 転用目的は、自己用住宅です。

事務局 申請者は現在、借家に暮らしており、子供の成長とともに手狭になり、将来のことを考え、自己用住宅の建築の計画を立てたとのこと。申請者が所有する土地はなく、土地の選定について義父に相談をしたところ、所有する土地の一部を借り受けることのできることを得られたため、当該農地を選定し、申請に至ったとの

事務局	ことです。
事務局	それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。
事務局	工事計画：許可日から令和 7 年 1 2 月 2 0 日までです。
事務局	農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。
事務局	資力及び信用：申請者は過去に違反転用はなく、資金調達計画書や住宅ローンの事前審査承認が添付されているため、問題ないと思われます。
事務局	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局	行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：令和7年4月8日付でまちづくり整備課へ開発許可申請がされており、許可見込みとのことですので、問題ないと思われます。
事務局	計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。
事務局	周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。
事務局	尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員

議案第14号について、調査報告をいたします。

4月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第14号 農地法第5条第1項の規

議長	定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。
議長	続きまして、日程第 8 議案第 1 5 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第 1 5 号について、別紙のとおり、説明をする)
議長	ありがとうございました。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。それでは、議案第 15 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての件を採決します。

議長 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての件を原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 15 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたしました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 5 回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

内田 久子

委 員

瀬山 和令

委 員

杉田 健一
